

〈論文〉

日本における社会保障論の二潮流 —源としての高度成長期—

玉井 金五

要旨 日本における社会保障論の系譜を辿ると、大きな転機として高度成長期に行き当たる。とくに、社会政策論の視点からみると、経済学をベースとしつつもかなり政策・制度論を軸に論陣を張る、いわば伝統的な社会保障論と呼ぶべき分野が厳然と存在してきた。それに対して、社会学や社会福祉学も交えた社会保障論が、当時主張され始めた学際的な社会開発論の一環として新たに登場してくる。現在まで続き、影響力のあるこの二潮流の源を照射する。

キーワード 高度成長期 国民皆保険・皆年金体制 伝統的社会保障論 社会開発論

1 課題提起

社会保障制度が主に「経済的機能」と「社会的機能」の2つを有してきたことは、国際的な動向をみても多くの者が首肯する点であろう。前者については「経済発展と社会保障」の関係性がいつも問われてきたし、また後者についていえば「国民の生存権と生活保障」の関連性が必ず強調されてきた。この2つの機能が具体的にどのような形で発現するかについては、当然のことながら各国が置かれた様々な状況に応じて異なったのはいうまでもない。それは、多くの国にとって当てはまることである¹⁾。

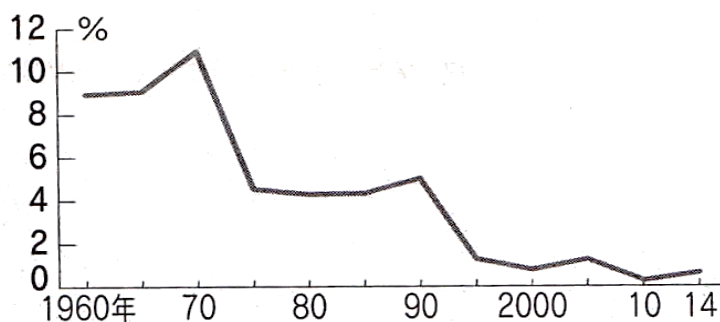
その意味で、先の2つの機能はどの時代においても濃淡、強弱を伴いながら社会保障を貫徹してきたといつてよく、いずれか一方を持ち出して論じることはバランスを欠くし、実質的にも不可能に近いといえよう。言い換えれば、2つの機能が激しい拮抗という事態に陥ることもあれば、調和のとれた形で進行することもありうる。そうした2つの機能の複雑な錯綜を解きほぐすことはなかなか至難であるが、それを行わないと肝心の深層部分にまで立ち入ることは

できない。であれば、その難題にチャレンジすることによって、それぞれの国における社会保障の真の姿やその固有性、独自性といったものが浮上することになるのだ。

そこで、この点について日本を例にとると、学問的な系譜のレベルでみれば経済学系は経済的機能に注目してきたのに対して、社会学系、社会福祉学系はどちらかというと社会的機能に力点を置いてきたところがあったとあってよい。しかも、こうした分化傾向は時期的にみると1990年代以降において一層強まってきている。それより以前の時期は、社会学系、社会福祉学系がまだ十分浸透していたとは言い切れず、その分経済学系が幅を利かせていたということになろう。ただし、経済学系といってもやや複雑で、経済発展そのものを正面から受け止めて社会保障を論じるケースもあれば、他方で経済発展そのものを意識しながらも、優先順位を経済発展よりも社会保障そのものに置くという論者も結構存在したのである。

したがって、日本の社会保障といっても学說的にそれを首尾一貫した形で論じることは極めて困難であり、いずれの時代を対象とするかによってアプローチの視角、分析・考察の手法等の次元が異なるので細心の注意が求められよう。本稿では、日本の社会保障史で大きな節目となった「高度成長期（1955-1973年）」に焦点を当て、当時の実態に迫ってみる（図表1参照）。先に日本では経済学系が先行したようにいったが、歴史的にみると高度成長期には社会学、社会福祉学系も次第に重要性を増してきたときであり、学問的な交錯が始まった転機であったといえる。本稿では、そうした学問的な潮流を意識するだけでなく、政策・制度的にみて先の2つの機能がどれほどまで発揮されたのかを垣間見ることにしよう。ただし、この検討はあくまで日本の一時期をもとにした限定的、基礎的な作業であることをお断りしておきたい。

図表1 日本の実質成長率の変化



(注) 当該年度までの5年間の平均、14年度は4年間の平均、内閣府統計
(資料) 2015年7月26日 日本経済新聞

2 二つの社会保障論

日本で社会保障の制度設計の課題が本格化したのは戦後である。政府関係者、学者等の関与をはじめ昭和20年代前半は一つの大きな盛り上がりを見せた。一方では、社会保障のあり方を

論じる国内の社会保障研究会、社会保険制度調査会にみられる組織の活動が活発化した。他方では、アメリカからワンデル (W.H.Wandel) を団長とした「社会保障制度調査団」が来日した。そうしたなかで、1949年に発足した政府レベルの社会保障制度審議会は、当時のわが国において社会保障のあり方を審議する中心的機関として極めて重要な役割を果たしたことはよく知られている。

とくに1950年に当審議会から出された「社会保障制度に関する勧告」は当時を代表する文書である。これによって社会保障制度の中心に社会保険が据えられることになり、保険料拠出方式が重要な位置を占めていくことになる。もっとも、そうはいつてもまだまだ戦後の混乱期であり、「即刻実施」を目指したにも関わらず勧告に盛り込まれた内容はすぐさま実行に移されることはなかった。ただし、ここで注意しておくべきことがある。先ほど、社会保険を中心に社会保障を考える構想であったと述べたが、実態としてみたとき日本はいくつかの社会保険を戦前から作り上げてきていた。医療保険としては、健康保険や国民健康保険、また年金保険としては戦時中に始められた労働者年金保険 (後に厚生年金保険と改称) がすでに存在していた。したがって、これらをいかに再建させていくかが実際面では問われていたのである。

勧告を初めとする当初の社会保障の制度設計の内容をみると、経済再建に関わる経済的機能も重要なスローガンであったが、それ以上にこのときは社会的機能を前面に押し出すことに主眼があったというべきであろう。それほど国民の生活窮乏が深刻化しており、最低限の生活保障体系の早急な樹立は避けて通れなかったからである。とはいえ、制度化が前進をみせ始めるのは1955年前後であり、ようやく日本経済が戦後の復興を成し遂げたときと一致する。1955年には「日本生産性本部」が創立され、いよいよ高度成長への途を歩み始める時期とも符合する。そして、このあたりから再度日本の社会保障をいかに構築していくべきかの議論が政府レベルで高まりかけていった。まさに「経済発展と社会保障」を見据えたテーマが本格的に俎上に上ったのである。日本で長年続いてきた「貧困」と「失業」に代わって「完全雇用」と「社会保障」が新しい政策的スローガンとして打ち出されたのは、まさにそれを物語る。

以上のように、政府レベルでは目まぐるしい動きが生じ始めたといつてもよいが、それではその社会保障について国民の認知度はどれほどであったといえるのだろうか。先に経済的機能と社会的機能に言及したが、おそらくその2つについてどこまで理解していたかは甚だ怪しいところがある。日本の社会保障が社会保険中心主義のもとで構成されるものであったにしても、それではそれを支える保険料拠出について国民レベルでの深い把握があったのかという点、答えはおそらく否である。一旦壊れかけた制度の再建が進みつつあったにしても、まだ保険料自体の水準は決して高くはなかった。また、一部の労働団体は社会保障の財源は保険料ではなくて、すべて税で賄うべきであるという主張を行っていたし、それが結構受け入れられてもいたからである。

そうしたなかで作りに上げられた体制が、1961年の「国民皆保険・皆年金」である。この出来事に対する評価は一部で高いものがあるが、実態は戦前から積み上げられてきた社会保険制度

の集大成であったというべきであろう。それまで限られた対象者しか制度に加入できなかったり、また給付内容にしても不十分なものが多かったりして絶えずその不備が指摘されてきた。それを克服するために医療保険と年金保険を軸として制度を拡充し、形式上は全員の加入を認めることにしたのである。日本の場合は、もともと被用者と、自営業・農業者というように加入者を大きく2つのグループに分けて制度化を図ってきた。前者が「職域保険」、後者が「地域保険」といわれる所以である。この区分はまさに日本の特徴といってよいものであり、現在農業者が一定の比重を占める中国等に対して日本の事例はそれなりの歴史的な示唆を与えるところがあるのではないか。

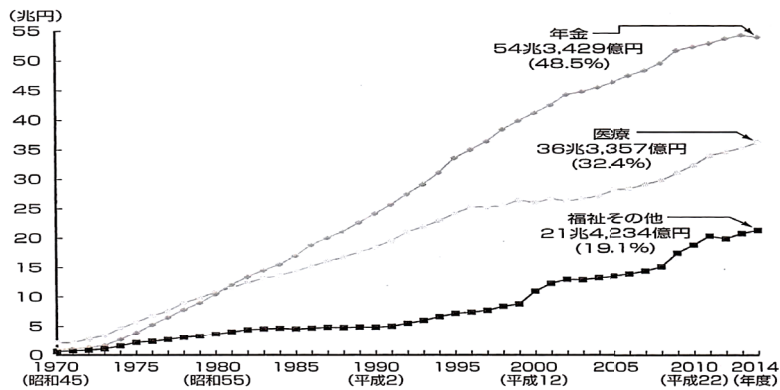
ところで、当時の論調を振り返ってみると、経済成長が始まりかけていた日本において国民の福祉も充実させていくべきであるという、それこそ「福祉国家への途」が話題に上り始めていた。経済成長を説く論者にとっても社会保障は無視できなかったから、社会保障の経済的機能（所得の再分配効果、消費需要の喚起等）を重視せざるを得なかった。ただし、そうはいつでもまだ「国民皆保険・皆年金」体制がスタートしたばかりなので、実際面での効果を計測するには至らなかったのである。一方で、すでにふれた社会保障制度審議会に集うグループは、経済的機能を視野に入れつつも、それ以上に社会的機能（所得保障、医療保障等の整備）をより強化すべく社会保障の前進の必要性を訴えたのである。そして、それが不十分ながらも政策的に実行に移されていくことになる。

以上に述べたことはこれまでおおよそ通説（いわば伝統的な社会保障論）として扱われてきたことであり、決して目新しいものではない。今回、こうした史的経過に加えて取り上げておきたい点は、「社会開発」といった視点に基づく社会保障論が高度成長期に登場してきたということである。日本はもともと過剰人口問題が長く尾を引き、高度成長期直前までそれが燻ぶり続けていた。しかるに、1960年代になるとそうした現象に歯止めがかかり、人口問題は<量>から<質>へと変化し始めることになる。そうしたなかで登場してきたのが社会開発という論理であり、人口資質の向上を図りつつ、それらをいかに人間能力の開発に繋げていくべきかが追求されなければならないというのが、その主張の骨子である。それをリードした論客が、館稔（たち・みのる）、伊部英男（いべ・ひでお）といった旧厚生省関係者であった²⁾。

1960年代前半に新たな流れを形成した社会開発論は対象が非常に幅広く、労働過程と消費過程の全領域を包括していたといつてよい。そうしたなかの政策的手段のひとつとして社会保障が組み込まれていた。人口が静止するなかで国民生活全体のレベルアップを図る社会開発こそがいま求められているのであり、そのためにその構想を練る研究機関が是非とも必要であるということで設立されたのが、1965年の社会保障研究所（現 国立社会保障・人口問題研究所）であった。社会保障という名称がつけられたものの、扱う領域は実に広大で、それこそ社会問題に関わる部門をすべて網羅するという性格を有したのである。「経済発展と社会保障」がメインテーマとなるときに、ややそれとは次元を異にする社会開発論の生成と、その広い土俵のなかで論じられる社会保障の世界が生み出されたという出来事に留意する必要がある。

高度成長期においては経済発展がメインであり、それは長年「貧困」と「失業」に苦しんできた日本国民にとって魅力的な目標であった。雇用が保障されてそれなりの賃金を得ることが出来るだけでなく、それに加えて福利厚生之恩恵を受けるとなれば、それだけでも勤労者の満足度が高まるからである。そうしたときに、社会保障への期待は二の次になっても何ら不思議ではなかった。しかも、実際の給付面をみてもいわゆる社会保障給付費はまだまだ低水準にあったからなおさらである(図表2参照)。制度としては一応形が整ったといえるが、部門別にみたとき給付は年金に代表されるように、まだ先の課題を形成していたといえるのである。経済発展は国民が豊かな消費を享受できる方向に導いていったので、社会保障の重要性は理解されつつあったものの、それを推進しようとする全体的なムードは幾分弱められたのであった。

図表2 社会保障給付費の部門別推移



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「平成26年度 社会保障費用統計」

こうしたなかで登場してきた社会開発論は、当時進みつつあった経済開発論に対して有力な対抗軸となるべきことを意識していた。社会開発論では、人口の動向を十分視野に入れていること、言い換えれば今後は人口静止からさらに人口減少が見通せるという視点を有して将来の問題群を考察しようとしている点が特徴的である。そうしたなかで人口資質をいかに高度化していくべきかが新しいテーマであり、そのために社会保障をはじめとした政策・制度が総合的に推進されなければならない。そして、その政策・制度であるが、新たな社会指標考案や社会計画策定といったところまで視野に入れた極めて広い守備範囲を打ち出して行くのである。それらを見ると、1970年代以降に登場してくる「総合社会政策論」や「日本型福祉社会論」と一部重なる性格を有しているのがわかる。この社会開発論は経済的機能というよりも社会的機能色が強い論調を帯びており、高度成長期におけるもう一つの社会保障論を作り上げた。

3 制度化の内実を見る眼

日本の社会保障については「後発国家の社会保障制度」として把握する視点が多く、それは欧米＝優位、日本＝劣位という見方に繋がってきたところがある。つまり、戦前期からそうした国際的構図が出来上がってきたということであり、論者によっては高度成長期まで、否むしろそれ以降も続いてきたという主張をするケースもある。また他方では、欧州の国々が構築してきた社会保障を類型化（例えば「北欧」型）して、そうしたタイプとの異同から日本の位相を特徴づけるという手法も往々にしてみられてきた³⁾。

しかしながら、もう少し日本の内実寄り添うことも必要であろう。近代化、工業化が遅れたことが即、社会保障の後進性を決定づけることにはならない。日本で最初の社会保険といわれた健康保険法（1922年制定）にしても、一部は明治後期から出来つつあった企業の共済組合を健康保険組合として再編する形で発足した。社会保険の導入自体がドイツから多くを学んだにしても、日本の事情を考慮したうえで制度化が進められた事実をぜひとも押さえておくべきである。しかも、その健康保険組合は健康保険を構成する一方の柱として現在でも大きな地位を占めており、1922年の法律成立からカウントするとまもなく1世紀にもなろうとしている。健康保険組合は今日高齢者医療の財源を支えるために貴重な役割を果たしているが、本来の任務はその企業の従業員と家族のための医療給付の提供にある。国家の法律の下に成り立っているのでその本質は見極めにくい、もとはといえば従業員のための企業福祉そのものである。それが、現在ではその枠を超えて高齢者医療にまで及んでいるのだ。

また国民健康保険にしても、長年続いてきた村落の共同体における相互扶助を土台にしてスタートしたといわれ、当時かなりの比重を占めていた農山漁村民を対象としたものであった。これも国家の法律の下に包括されたが、内容は相扶という地域福祉的な性格を併せ持っていたことに注意しなければならない。国民健康保険は外国の地域保険を参考にしたともいわれるが、参考にしたことと、実際の制度化に踏み切る国内の基底要因が何であったのかは峻別しなければいけない。健康保険組合、国民健康保険いずれをとっても、海外からの有益な情報に接しつつ、それらから大いに学ぶところがあったにせよ、日本の経済社会事情の下で成立してきたものであった。それゆえ、日本という事例を取り上げるとき注意すべきこととして、国家福祉のなかに企業福祉、地域福祉が取り込まれ、それが外部からみる眼を遮断してきたところがあるので、とくにこの点を銘記しなければならない。

先にふれたように、終戦直後わが国では社会保障の制度設計が大きな課題となった。しかし、そのさい留意すべきことは社会保障をどのような制度内容で組み立てて、国民の最低生活保障を行っていくかがポイントであったということである。しかし、制度自体のなかには既に存在しているものがあつた。社会保険はその代表である。公的扶助、社会福祉にしてもその前史があつた。これが決定的に重要である。一からすべてを作りあげていかなければならなかつたわけではないのである。一部の論者が「社会保険から社会保障へ」の必要性を説いたが、それは

日本の歴史的経路と重なり合う。社会保険で全国民をカバーすることが出来れば、そしてそれが十全に機能すれば公的扶助の役割は低下する。「国民皆保険・皆年金」体制の確立はそうした目標達成に向けた出発点であった。

このようにみえてくると、1961年体制というのは戦前から着手されてきた生活保障制度の総仕上げともいえるものである。制度自体の一部が戦前からの性格をまだまだ色濃く残しているのであればなおさらである。こうした一連のプロセスを「後発国家」や「欧州モデル」を前面に出す分析視点からアプローチしてしまうと、日本社会保障の固有性、独自性といったことが極めて希薄化してしまう。いわば、ステレオタイプ的で表面的な特徴の析出ということになりかねない。それは、本稿が対象とする高度成長期についても十分当てはまるだろう。

再度高度成長期に眼を移すと、「国民皆保険・皆年金」体制の確立で社会保障制度の実質的な幕開けともいえる事態が生じた。しかし、先にふれたように、まだ社会保障給付費はそれほどでもなく、国家財政にとっても大きな負担とはなっていなかった。それよりも社会保険であれば職域保険と地域保険の制度間格差をいかに是正していくべきかが重大な問題点となっており、そうしたことにエネルギーを投入していたのが前述の社会保障制度審議会である。それは当時の現実を直視すれば、妥当な行動といえた。社会保障制度審議会は社会保障に包括しきれぬ生活困難者にも眼を向けており、日雇労働者、老人、母子世帯など、どちらかといえば社会福祉的なサービスが求められる層の存在にも注意を喚起した。ただし、そうはいつでも経済成長が急速に進む時代において、人々がこれまで以上の生活水準の確保に期待を寄せるのは当然であった。多くの国民の間で「貧困」はいずれ消え去るべき運命にあるという錯覚を引き起こしたとしても、何ら不思議ではなかったのである。

こうした日本の時代状況について、外国人研究者は日本の現実に見事に迫っている。その一端を示しておこう。一人はキャンベル (J.C.Campbell) である。キャンベルは1992年に『日本政府と高齢化社会』と題する大著を刊行している。外国人研究者による日本の高齢化研究としては極めて歴史的、体系的な成果である。そのなかで高度成長期にふれ、「1955年に5.3%であった社会保障給付費の対国民所得比は、1965年には6.1%へとわずかに上昇したが、1969年には5.6%へ低下している」、「-1960年代は年金あるいは社会政策一般（本書では社会保障を意味している-引用者）にとっては平穏な時代であり、むしろ人々の関心は経済問題に注がれていたのである」と述べている⁴⁾。社会保障給付費がまだ大きくないこと、言い換えれば社会保障制度は拡充されたものの、年金をはじめとして実際の給付にはまだまだ十分な形で結び付いていなかったこと、それよりも国民の関心は経済的な事柄に向かっていたこと、等が本書では正しく指摘されている。

もう一人はミリ― (D.J.Milly) であり、高度成長期にそれまでの難題であった「貧困」と「失業」に「完全雇用」と「社会保障」が取って代わったこと、その意味で戦前から終戦直後まで続いた日本の社会問題が大きく変質を遂げたことに言及する一方で、それでは高度成長期がすべての問題を解決に導いたのかを問い、決してそうではなかったと述べている。それはマイノ

リティーと呼ばれる集団の存在であり、彼らには高度成長の恩恵が行き渡ったとはいえなかったという。もっといえば、こうした層において依然として「貧困」と「失業」が続いていたのであり、その意味では高度成長の光と影といった両面を見る必要性があることを訴えている。ミリーは戦前期から日本をみる歴史的視点を堅持しており、それによって日本におけるマイノリティーの存在を発見し、その後彼らがどのような労働と生活を強いられたのかを究明しようとしたのである⁵⁾。それが、高度成長期の影についての鋭利な指摘に繋がった。

以上、外国人研究者の作品から彼らが高度成長期の日本、とくにその時代の社会保障をどのようにみていたのかを紹介した。いずれも事実関係を的確に捉えており、実態と大きな齟齬はない。むしろ、それらは専門が近い者にとっては十分受け入れられる内容であり、彼らの指摘が的を射ていることを論証することになる。こうした外国人研究者が日本の社会政策や社会保障、労使関係といった領域により積極的に参入してきたのは、1990年代以降である。それまではどちらかというと、驚異的な経済発展を遂げた日本経済にもっぱら関心が集中した。しかし、バブル経済が破綻してからは経済に加えて労働、生活といったフィールドを取り上げるケースが増えてきた。まさに社会保障もそのひとつである。

この場合、重要なことは外国人研究者による「時間軸」の設定と日本的特質に迫るその手法である。先のキャンベルにしても、ミリーにしても結構幅広く時間軸を取っている。キャンベルは戦後期から、ミリーは戦前期からである。それに加えて、その期間における史実に根差した掘り起しの精度が決定的に重要である。先発-後発という枠組み、類型タイプからの距離の測定といった偏った手法では、一国の社会保障の本質、基層の最深部にまで迫ることはできない。その意味でキャンベル、ミリーともにその手腕が極めて優れているといってもよく、それによって両書は大きな説得力を備えている。ただし、そうはいつでも課題は残る。つまり、日本における国家福祉、企業福祉、地域福祉等といった領域の絡みを解きほぐすことは外国人研究者にとって至難である。また、高度成長期がそれまでの到達点であり、なおかつそれ以後の起点をも形成しているとするれば、その解明は余計に困難となる。本稿でふれた社会開発論の生成こそは、まさに後者に当てはまるものである。

4 結びにかえて

最後に、再度社会保障の経済的機能と社会的機能についてふれておく。高度成長期は経済的機能に力点が置かれたようにも思われたが、社会保障制度審議会をはじめ、いくつかの機関、組織では社会的機能を重視する方針を堅持した。ただし、その社会的機能というのは社会保障の対象者のなかで制度的に恵まれていない者、あるいはまだ制度に入ることが出来ぬ者という、いわば基準以下、あるいは基準以下にも満たない者といったケースを主に射程に入れようとしていた。彼らを一刻も早く一般基準にまで引き上げることこそがさらなる目標であり、そのための制度改正を早急に行わなければならなかった。社会保険において、医療保険、年金保険を

中心に給付や対象の改善が段階的に図られていったのはその証左である。

しかしながら、本稿で言及した社会開発の論理に基づく社会保障論は幾分性格が異なることに注意しなければならない。繰り返しになるが、人口資質の向上を図ることによって人間能力をレベルアップすることがその究極の狙いであり、それは社会を構成する全メンバーにそうした基礎的条件を整えなければならないのである。一部の達成者と未達成者に分かれることは一種の格差を生みかねない。そうした点を打破するためには国家レベルの視点を超えて、地域を初めとした生活単位のマクロレベルまで降りたきめ細かい取り組みに向かわなければならないのである。社会開発論以前の議論が国家に重点を置いた責任論という傾向を有していたのに対して、社会開発論ではそれがやや薄まり、むしろ問題へのアプローチの多様化、多次元化の方向が目指されたといえる。そうしたなかで社会的機能が重視されるが、その内実は相当タテヨコに広がりを持つ、多層的なものであったといえるのではないだろうか。

実際に、1970年代以降の日本における社会保障改革の論調をみると、次第に国家からそれ以外のファクターに移ってきているように思われる。そのひとつのきっかけを作ったのが社会開発論の登場であったのではないか。もっとも、他のファクターといってもそれぞれ長年にわたって社会保障に関係を有する形で機能してきたことはいうまでもない。企業然り、地域然りである。しかしながら、人口の減少が見込まれ、人口資質の向上がますます求められるという社会経済条件下において、社会保障を支える構成ファクターのあり方を再考しなければならないということが正面から突き付けられるようになった。こうした社会開発論の潮流が高度成長期に芽生えはじめていた点に注目することは、それまで支配的であった伝統的な社会保障論を相対化するうえで重要である。いわば、高度成長期には二つの社会保障論が併存し始めていたわけであり、そこに日本的な特徴を検出することは可能であろう。

伝統的な社会保障論は経済的機能もしくは社会的機能としての社会保障の制度設計に取り組んだといえる。またどちらかという主に関与してきた。それは、現在でも大きな変わりはない。一方、社会開発論の社会保障は社会的機能にシフトしているものの、その機能の中身は非常に幅広く、その分学問分野も社会学、社会福祉学を初め実に学際的である。その二大潮流の源を作ったのが高度成長期であり、その底流として戦前からの制度的蓄積、人口問題の変容等があった。その二大潮流がその後日本の社会保障論の系譜や、自国の制度化にどのような影響を与えてきたのかは、改めて問わなければならない重要な論点である。いずれにしても、こうした高度成長期の日本の経験が中国、韓国を初めとする東アジアの国々の社会保障を考えるうえで、ひとつの有益な材料となれば幸いである。

<付記>本稿は第13回日中韓社会保障国際会議(2017年9月16日-17日、中国・南京大学)において提出・報告された筆者のペーパーに加筆修正を施したものである。

注

- 1) 経済的機能、社会的機能といっても双方が重なり合う部分もあるので完全に峻別することはむづかしいが、本稿ではひとまずこうした区分をしておく。またそれらに加えて政治的機能もあるが、ここでは問わない。
- 2) 社会開発論については、国立社会保障・人口問題研究所のスタッフと杉田菜穂氏との共同作業という形で「館文庫」の資料整理とその検討を通じた興味深い史実の掘り起しが進んでいる。そして、その成果の一端がすでに発表されているので参照されたい。杉田菜穂「日本における社会開発論の形成と展開－人口と社会保障の交差－」『人口問題研究』第71巻第3号、2015年。同論文は、玉井金五・杉田菜穂『日本における社会改良主義の近現代像－生存への希求－』法律文化社、2016年、の補章1として収録されている。その社会開発論の本質、あるいはその後の流れとの連関等については筆者自身まだ定見を持ち得ていない。その守備範囲の広さを初めとして検討すべき事項が余りにも多く、さらなる時間を要するからである。改めて別稿で果たしたい。
- 3) 「後発国家と社会保障」の視点で日本社会保障にアプローチした代表的な作品のひとつとして、広井良典『日本の社会保障』岩波新書、1999年、がある。力点は後発国家における社会経済事情とそのもとで構築される政策・制度の特殊性に置かれているが、評価自体が後進性論に埋没してしまいかねないところがある。一方で、この分野は同時代における思想・学説の綿密な検証も併せて行うことが不可欠であろう。政策・制度を支える思考過程の根幹部分にまで降りないと、各国の固有性や独自性のトータルな検出には届かないのではないか。
- 4) キャンベルの所説については、J. C. Campbell, *How Policies Change : The Japanese Government and the Aging Society*, 1992. (三浦文夫・坂田周一監訳『日本政府と高齢化社会』中央法規、1995年)をみられたい。大部であるうえ決して読みやすい文献ではないが、随所に外国人ならではの鋭利な指摘がみられる。また日本でさほど重視されてこなかった史実への論及も鏤められている。本書以前にも日本の労働・生活に関する外国人研究者の成果が刊行されているが、多様なテーマの下での出版が増えてきたのはやはり1990年代以降であろう。
- 5) ミリーの所説については、D. J. Milly, *Poverty, Equality, and Growth*, 1999.をみられたい。本稿中でも述べたが、日本のマイノリティーへの興味深い言及は本書の白眉のひとつである。本書について、筆者はかつて *An International Journal of Social Science Research on Japan*, Vol.5, No.2, 2002. で書評を行っているので参照してほしい。また、高度成長期におけるマイノリティーについては、玉井金五・久本憲夫編『高度成長のなかの社会政策－日本における労働家族システムの誕生－』ミネルヴァ書房、2004年、においても論じられている。日本の労働・生活過程の特質に迫るためには欠くことができないテーマであろう。

参考文献

- D. J. Milly, *Poverty, Equality and Growth*, 1999.
- J. C. Campbell, *How Policies Change : The Japanese Government and the Aging Society*, 1992. (邦訳、1995年)
- K. Tamai, 'Development of social policy in Japan', in M. Izuhara ed., *Comparing Social Policies*, 2003.
- 小野太一『社会保障、その政策形成と理念』社会保険研究所、2014年。
- 金成垣編『現代の比較福祉国家論』ミネルヴァ書房、2010年。
- 杉田菜穂『＜優生＞・＜優境＞と社会政策－人口問題の日本的展開－』法律文化社、2013年。
- 玉井金五『共助の稜線－近現代日本社会政策論研究－』法律文化社、2012年。
- 玉井金五・杉田菜穂『日本における社会改良主義の近現代像－生存への希求－』法律文化社、2016年。
- 玉井金五・佐口和郎編『戦後社会政策論』明石書店、2011年。
- 玉井金五・久本憲夫編『高度成長のなかの社会政策－日本における労働家族システムの誕生－』ミネルヴァ書房、2004年。
- チャールズ・ウエザーズ / 海老塚明編『日本生産性運動の原点と展開』社会経済生産性本部・生産性労働情報センター、2004年。
- 広井良典『日本の社会保障』岩波新書、1999年。